

契約等の手続における提出書類への押印等の省略について

契約等の手続において、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略することが可能です。

※ 「山形県知事」宛てに提出する場合は、別途契約等担当者にお問い合わせください。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 支払請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書面

2 押印を省略する場合の記載方法

書面上に、

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 押印省略時の書類提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール（PDFファイル）のいずれかの方法で提出願います。

※ 押印を省略していない場合は、持参又は郵送で提出願います。

4 提出先

この取扱いは、当該書類の提出先が、

「支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官」

「官署支出官 山形県警察会計担当官」

「契約担当官 山形県警察会計担当官」

である場合に限ります。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

山形県警察本部会計課 調度係

電話：023-626-0110 内線2233